

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（平成18年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

第1条中「無秩序な土砂等の堆積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(3) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(4) 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

(5) 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

第3条中「無秩序な土砂等の堆積」を「土砂等の堆積による土壌の汚染」に改め、「ともに、」の次に「埼玉県と連携して」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

（発注者の責務）

第4条 発注者は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、その注文する建設工事に伴って発生する土砂等に関し、元請負人に対してその適正な処理を指示するとともに、処理に要する費用の適正な負担を行うことにより土砂等の再利用の促進に努めなければならない。

（元請負人の責務）

第5条 元請負人は、土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、請負契約の内容等を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより建設工事に伴って発生する土砂等の排出量の抑制に努めるとともに、土砂等と他の物との分別その他必要な措置を講ずることにより土砂等の再利用に努めなければならない。

第7条を次のように改める。

（堆積に係る土地の汚染調査）

第7条 土砂等の堆積を行う者は、当該土砂等の堆積に着手した日から起算して7日以内及び6月ごと（土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあっては、完了又は廃止のとき。）に1回、当該土砂等の堆積に係る土地の区域の土砂等について、規則の定めるところにより試料を採取し、市長に提出するとともに汚染の状況についての調査を行い、その結果を市

長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以内の土砂等の堆積
- (2) 埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第7条の規定により埼玉県知事に届け出なければならない土砂等の堆積
- (3) 農地改良のために行う高さ30センチメートル以内の土砂等の堆積
- (4) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの
- (5) 法令の規定による許可等の処分その他の行為で規則に定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積
- (6) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積
- (7) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積
- (8) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (9) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
- (10) その他土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

第7条の2から第14条までを削る。

第15条中「許可事業者」を「土砂等の堆積を行う者」に改め、「許可に係る」を削り、「この条例」を「前条」に、「提出した」を「届け出た」に改め、同条を第8条とする。

第16条から第20条までを削る。

第20条の2中「前条」を「第6条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第21条を削る。

第22条中「土砂等の堆積を行う者」を「発注者、元請負人、土砂等の排出、運搬又は堆積を行う者、土砂等の排出又は堆積に係る土地の所有者又は占有者その他の関係者」に改め、同条を第10条とする。

第23条第1項中「土砂等の堆積を行う者」を「発注者、元請負人又は土砂等の排出、運搬若しくは堆積を行う者」に、「若しくは事業所又は土砂等の」を「、事業所又は土砂等の排出若しくは」に改め、「限り、」の次に「土砂等の排出若しく

は」を加え、同条を第 11 条とする。

第 24 条を第 12 条とする。

第 25 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 18 条」を「第 7 条」に、「届出」を「試料の提出若しくは届出」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を削り、同条中第 2 項を削り、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 22 条」を「第 10 条」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 4 号中「第 23 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条を第 13 条とする。

第 26 条中「業務」の次に「又は財産」を加え、同条を第 14 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の秩父市土砂等の堆積の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 7 条又は第 11 条の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に却下されたものとみなす。

3 施行日前に、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為及び改正前の条例の規定によりなされた処分、手続に関して施行日以後になされた行為に係る罰則の適用については、なお従前の例による。